

家事や育児でお困りの時
はありませんか？

ひとり親家庭等日常生活支援事業

一時的に、日常の家事や子育ての支援が必要になった時に利用できます。

こんなときに・・・

- お仕事が忙しいとき
- 就職活動
- 学校行事への参加
- 冠婚葬祭 など



支援の内容

- お子さまの保育
- 住居の掃除
- 生活必需品の買い物
- 洗濯 など



対象者

母子家庭、父子家庭、寡婦に該当し、一時的に生活援助などの支援が必要な人
(市内在住者に限ります)

※一時的な支援のため、年間を通しての継続的な理由は該当しませんのでご注意ください。

利用料金 (1時間あたり)

区分	子育て支援 (児童1人の場合)	生活援助
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯		
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※保育所、学童保育所へのお迎えのみの利用はできません (お迎え後の子育て支援は生活援助となります)

送迎中の時間も利用料が発生します。

※支援の際にかかる実費は、別途利用者負担となるものがあります。

※利用するには、事前登録が必要です。(詳細は裏面をご確認ください)

※利用者の居宅での子育て支援は、生活援助となります。

利用方法

1. 利用登録をする

：那珂川市子ども応援課へ登録申請書を提出してください

※登録後に住所などが変わった時は、変更届が必要です

※毎年4月に利用登録の更新が必要です（未更新の場合は利用できません）

【登録に必要なもの】

○登録申請書、印かん（認印）

○「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭等医療証」

※所得証明書が必要な場合があります

2. 利用前面談を受ける

：利用の前に支援員との面談がありますので、詳細な希望などは支援員に伝えてください

3. 利用予約をする

：利用希望日、利用時間を予約してください

※利用日程の変更・中止は、必ず事前に連絡してください（キャンセル料が発生する場合があります）

4. 利用料金を払う

：利用当日、支援員が持参する「支援確認書」に署名・押印のうえ、支援員に所定の利用料金を払ってください（利用料金は表面を参照）

※利用料の中には、支援員を派遣するにあたって発生する往復の交通費が含まれていますが、支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、実費相当額を利用者の方に負担していただきます。

派遣時間帯

通常時間は9時から18時までですが、それ以外の時間帯についても派遣を希望することができますので、ご相談ください。

※必ずしも希望どおり派遣ができるわけではありませんので、ご了承ください

支援期間

支援の期間は、利用者の日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲とし、1回の派遣要請事由ごとに原則として7日を限度とします。

※一時的に支援を必要とする場合に支援員を派遣するものであり、継続的に支援契約を結ぶものではありませんのでご注意ください。

支援の場所

利用者の居宅、支援員の居宅、講習会等の受講場所 など

申込み・問い合わせ先

那珂川市役所 子ども応援課

(092) 953-2211 (内線195)